

熊本県森林・林業・木材産業基盤整備交付金実施要領

第1 森林・林業・木材産業基盤整備交付金（以下「交付金」という。）の実施の取扱いについては、熊本県森林・林業・木材産業基盤整備交付金交付要項（平成26年5月30日施行。以下「要項」という。）によるほか、この実施要領によるものとする。

第2 交付金を要望する市町村は、当該年度の6月末日までに実施要望額調書（別記第1号様式）を知事に提出しなければならない。

ただし、別に知事が認めた場合にあっては、この限りでない。

また、提出に当たっては、要項別表の交付金の使途中の番号1から4までの交付金使途事業については、交付金の算定対象事業に係る国庫補助事業計画書の写しを添付することとし、番号5の交付金使途事業については、熊本県森林・林業・基盤整備交付金特認事業実施予定一覧表（別記第1号様式の附）を添付し、所管する広域本部地域振興局長（熊本市については、農林水産部長）へ提出するものとする。（以下、同じ。）

第3 交付金使途事業を実施しようとする市町村は、森林・林業・木材産業基盤整備計画書（別記第2号様式。以下「整備計画書」という。）を、別に定める作成要領に基づき作成するものとする。

なお、計画期間は原則3年以内とし、整備計画書に基づく交付金使途事業の実施期間は、整備計画の期間内とする。

ただし、国の法律や政令、規則、要綱、要領に基づく交付金使途事業のみを実施する市町村にあっては、整備計画書の作成を省略することができる。

第4 整備計画書を作成した市町村は、当該年度の7月末日までに森林・林業・木材産業基盤整備計画承認申請書（別記第3号様式）に整備計画書添えて、知事に提出するものとする。

ただし、別に知事が認めた場合にあっては、この限りでない。

2 知事は、前項の規定により森林・林業・木材産業基盤整備計画承認申請書の提出があった場合において、審査のうえ適正と認めたときは、整備計画書の承認を行い、別記第4号様式によりその旨を通知する。

第5 第4の2の規定による通知を受けた市町村は、整備計画書の内容について、次に定める変更事由が生じた場合は、整備計画変更承認申請書（別記第5号様式）に変更計画書を添えて、知事に提出するものとする。

（1）計画期間を変更する場合

（2）成果目標の内容を変更する場合及び目標項目を追加又は削除する場合

（3）交付金の算定対象事業の工期を変更する場合及び交付金の算定対象事業を追加又は削除する場合

2 知事は、前項の規定により整備計画変更承認申請書の提出があった場合において、審査のうえ適正と認めるときは、変更計画書の承認を行い、別記第6号様式によりその旨を通知するものとする。

第6 第4の2の規定による通知を受けた市町村又は第3のただし書きにより整備計画書の作成を省略した市町村は、交付金を受けようとするときは、森林・林業・木材産業基盤整備交付金の事業実施計画書（別記第7号様式。以下「事業実施計画書」という。）を作成することとする。

第7 事業実施計画書は、当該年度の9月末日までに森林・林業・木材産業基盤整備交付金の事業実施計画承認申請書（別記第8号様式）に添えて、知事に提出しなければならない。

なお、提出に当たっては、要項の別表の番号1から4の交付金使途事業については、交付金の算定対象事業に係る交付金交付決定書の写しを添付するものとする。

ただし、別に知事が認めた場合にあつては、この限りでない。

2 知事は、前項の規定により事業実施計画書の提出があった場合において、審査のうえ適正と認めるときは、事業実施計画書の承認を行い、別記第9号様式によりその旨を通知する。

第8 交付金を充てて特認事業を行う事業実施市町村は、工事を伴うものについて、工事に着工したときは工事着工報告書（別記第10号様式）を、工事が完成したときは工事完成報告書（別記第10号様式を準用する。）を速やかに知事に提出しなければならない。

第9 要項第5条の別に定める添付書類は次のとおりとする。

- 1 収支予算書（別記第11号様式）
- 2 交付金算定調書（事業実施計画書の附を準用する。）

第10 要項第7条の別に定める内容等の変更事由は、次によるものとする。

- (1) 交付金の算定対象事業において、国庫補助金、国庫交付金に変更が生じ、その補助金等の変更申請を行うことによって、当該年度の国庫補助金等の総額に変更が生じる場合
- (2) 事業実施計画書に記載されている各事業の交付金の配分に変更が生じる場合

第11 要項第12条の別に定める期間については、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）第5条に定める期間を準用する。

附 則

この要領は、平成26年5月30日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年5月9日から施行する。

別記第1号様式(実施要領第2関係)

平成 年度

森林・林業・木材産業基盤整備交付金 実施要望額調書

単位:円

交付要項別表番号	算定対象事業名	事業主体	算定対象事業の内容	左記の事業費	左記の算定対象事業に対する基盤整備交付金充当額	備考
合計						

交付要項別表番号5の特認事業について要望する場合は、特認事業実施予定一覧表、特認事業実施計画書も併せて提出すること。
 算定対象事業の内容の欄には、内容を簡潔に記載することとし、入りきらない場合は事業内容書を別添にすること。
 基盤整備交付金の充当額の合計は、交付要項別表に基づき算定した額で、千円未満を切り捨てた額を上限とする。

別記第1号様式の附

平成 年度 森林・林業・木材産業基盤整備交付金 特認事業実施予定一覧表

単位：円

実施地区	路線名 または 施設名	事業主体名	事業内容	工期	事業費	うち基盤整備 交付金充当額	充当率 %
合計					0	0	

平成 年度 森林・林業・木材産業基盤整備交付金 特認事業実施計画書

実施地区	
事業実施主体	
事業の目的・必要性	(現況)
	(必要性)
関連事業	
特記事項	

森林・林業・木材産業基盤整備計画書

策定年度： 平成 年度

市町村名：

計画期間： 平成 年度～平成 年度

には事業実施箇所となる市町村名を記載すること。
変更計画書の作成にあたっては、変更のあった文言については朱書き、数値については二段書き(上段:変更前、下段:変更後朱書き)とする。

1 総括表

市町村名		計画期間	平成	年度	~	平成	年度
森林・林業・木材産業基盤整備交付金の事業概要							
森林・林業・木材産業基盤整備交付金の事業実施による成果目標							
目標番号	目標項目	現況	目標	増加量等	具体的な実施内容	事業番号	
1							
2							
3							
4							
5							
目標項目は、森林・林業・木材産業の振興に関係するものを自由に選定する。〔例：路網密度(整備)、素材生産(流通)量など。〕							
計画期間中の森林・林業・木材産業基盤整備交付金の事業実施計画							
年度	森林・林業・木材産業基盤整備交付金 算定対象事業費						
平成〇〇年度	円						
合計	0 円						
詳細は別紙(様式2)の森林・林業・木材産業基盤整備交付金に係る算定対象事業一覧表のとおり。							

別記第3号様式（実施要領第4関係）

番
平成 年 月 日 号

熊本県知事 様

住所

市町村長 印

平成 年度森林・林業・木材産業基盤整備計画承認申請書
熊本県森林・林業・木材産業基盤整備計画作成要領により、 森林・林業・木材産業基盤整備計画を作成しましたので、熊本県森林・林業・木材産業基盤整備交付金実施要領第4の規定により申請します。

別記第4号様式（実施要領第4の2項関係）

番
平成 年 月 日 号

市町村長 様

熊本県知事 印

平成 年度森林・林業・木材産業基盤整備計画承認通知書
平成 年 月 日付け 第 号で申請のありました 森
林・林業・木材産業基盤整備計画については、熊本県森林・林業・木材産業基
盤整備交付金実施要領第4の2項の規定により承認しましたので、通知します。

別記第 5 号様式（実施要領第 5 関係）

番
平成 年 月 日 号

熊本県知事 様

住所

市町村長 印

平成 年度森林・林業・木材産業基盤整備計画変更承認申請書
このことについて、平成 年 月 日付け林振第 号で承認の
ありました 森林・林業・木材産業基盤整備計画を変更したいので、熊本
県森林・林業・木材産業基盤整備交付金実施要領第 5 の規定により申請します。

別記第 6 号様式（実施要領第 5 の 2 関係）

番
平成 年 月 日 号

市町村長 様

熊本県知事 印

平成 年度 森林・林業・木材産業基盤整備計画変更承認通知書
平成 年 月 日付け 第 号で申請のありました 森
林・林業・木材産業基盤整備計画の変更については、熊本県森林・林業・木材
産業基盤整備交付金実施要領第 5 の 2 の規定により承認しましたので、通知し
ます。

別記第7号様式(実施要領第6関係)

1 総括表

平成 年度 森林・林業・木材産業基盤整備交付金 実施計画書

単位:円

交付要項 別表番号	算定対象事業名	事業主体	路線名 または 施設名	左記の 事業費	事業費の内訳					当該年度の主な事業内容
					国庫	県補助金	基盤整備 交付金	市町村負担金	その他	
合計										

本書には基盤整備交付金の算定調書を添付すること。
特認事業については、算定調書と併せて「2 特認事業実施計画」及び「3 特認事業実施計画の附」を添付することとし、その合計を本書に次のとおり記載すること。

(記載例)

交付要項 別表番号	算定対象事業名	事業主体	路線名 または 施設名	左記の当該 年度事業費	当該年度事業費の内訳					当該年度の主な事業内容
					国庫	県補助金	基盤整備 交付金	市町村負担金	その他	
特認事業につき、詳細は別紙「2 特認事業実施計画書」のとおり。										

2 特認事業実施計画

単位:円

実施地区	路線名 または 施設名	事業主体名	事業内容	工期	当該年度の 事業費	うち基盤整備 交付金充当額		充当率 %
合計					0		0	

3 特認事業実施計画の附

実施地区	
事業実施主体	
事業の目的・必要性	(現況)
	(必要性)
関連事業	
特記事項	

4 交付金算定調書

市町村名:

実施年度:

単位:円

算定対象事業名	左記の事業費	算定係数 (B)	基盤整備交付金 算定額 (A) × (B)	備考
合計				

別記第 8 号様式（実施要領第 7 関係）

番
平成 年 月 日

熊本県知事 様

住所

市町村長 印

平成 年度 森林・林業・木材産業基盤整備交付金の事業
実施計画承認申請書

このことについて、別紙のとおり 森林・林業・木材産業基盤整備交付金の事業実施計画を作成しましたので、熊本県森林・林業・木材産業基盤整備交付金実施要領第 7 の規定により申請します。

別記第9号様式（実施要領第7の2関係）

番
平成 年 月 日 号

市町村長 様

熊本県知事 印

平成 年度 森林・林業・木材産業基盤整備交付金の事業
実施計画承認通知書

平成 年 月 日付け 第 号で申請のありました平成
年度 森林・林業・木材産業基盤整備交付金の事業実施計画については、
熊本県森林・林業・木材産業基盤整備交付金実施要領第7の2の規定により承
認しましたので、通知します。

別記第10号様式（実施要領第8関係）

番
平成 年 月 日 号

熊本県知事 様

住所

市町村長 印

工事着工（完成）報告書

平成 年度 森林・林業・木材産業基盤整備交付金の事業に係る工事を（が）下記のとおり着工（完成）しましたので報告します。

記

交付決定	平成 年 月 日
事業内容	
着手	平成 年 月 日
完成（予定）	平成 年 月 日
事業実施主体	
事業実施箇所	
施行方法 （請負の場合は請負者の名称）	
事業量	
事業費	円
基盤整備交付金交付決定額	円

別記第11号様式（実施要領第9関係）

収支予算書（収支精算書）

1 収入の部

単位：円

区 分	予算額 (精算額)	前年度予算額 (予算額)	比 較		備 考
			増	減	
国庫交付金					
県補助金 (国庫補助金含)					
基盤整備交付金					
市町村負担金					
その他					
計					

2 支出の部

単位：円

区 分	予算額 (精算額)	前年度予算額 (予算額)	比 較		備 考
			増	減	
計					

(注) 区分欄の記入方法

- 1 収入の部の区分欄は、基盤整備交付金に係る全ての事業費の内訳を記入する。
- 2 支出の部の区分欄は、交付金用途事業別に記入する。

熊本県森林・林業・木材産業基盤整備計画作成要領

第1（趣旨）

熊本県森林・林業・木材産業基盤整備交付金実施要領（平成26年5月30日施行、以下「要領」という。）第3に定める整備計画書については、この要領に基づき作成するものとする。

第2（対象地域）

整備計画の計画策定対象地域は、原則として市町村全域とする。

ただし、交付金使途事業の効果発現区域が限定される場合については、対象地域を任意の区域に限定することができるものとする。

第3（計画期間）

整備計画の計画期間は、要領第3に定めるとおりとする。

第4（計画事項）

整備計画書は、次に掲げる事項を定めるものとする。

- （1）森林・林業・木材産業基盤整備交付金（以下「交付金」という。）の事業概要
- （2）交付金の事業実施による成果目標
- （3）計画期間中の交付金の事業実施計画

2 各事項の具体的な内容は次のとおりとする。

- （1）計画策定対象地域における交付金の事業概要については、対象地域における森林・林業や木材産業を取り巻く現状及び課題、その課題解消に向けた取組方針、林道事業の実施状況及び林業・木材産業振興施設等の現状、計画期間における森林・林業・木材産業の振興方針とそれに必要な交付金の事業実施方針等について記載するものとする。
- （2）交付金の事業実施による成果目標については、（1）の方針等に対して目標項目を設定し、計画期間終了年度の目標数値を計画として記載するものとする。
なお、目標項目は、森林・林業・木材産業の振興に関係するものであれば事業主体が自由に選定できるものとする。
- （3）計画期間中の交付金の事業実施計画については、対象地域において計画期間中に実施を予定している交付金使途事業及び単県林道事業について、その事業費の総額を記載するものとし、事業一覧表を添付するものとする。

第5（事業一覧表）

第4の2の（3）の事業一覧表は、次より作成するものとする。

- （1）交付金の算定対象事業のうち、計画期間中に実施予定のすべての事業を記載するものとする。
- （2）交付金使途事業名称及び算定対象事業名称は、要項の別表に掲げる名称を記載するものとする。

第6（森林・林業・木材産業基盤整備計画図）

整備計画書には、森林・林業・木材産業基盤整備計画図（以下「整備計画図」という）を添付するものとする。

2 整備計画図は、縮尺1/25,000～1/50,000程度の市町村管内図とし、次の方法で作成するものとする。

- (1) 市町村役場、森林組合、農業協同組合及び地方公共団体の位置を青色で図示。
- (2) 民有林を緑色、国有林を紫色でその区域を図示。
- (3) 既設の林道を茶色、既存の貯木用施設・木材共同販売施設等の位置を藍色で図示。
- (4) 第4の2の(3)の事業一覧表に記載されている地区又は施設の位置(区域)を赤色で図示。
- (5) 要項の別表の番号5に掲げる事業の実施位置(区域)を黄色で図示。
- (6) その整備計画の説明に必要なものを任意の色で図示。